

前橋地方裁判所委員会（第38回）議事概要

第1 日時 令和3年6月28日（月）午後1時30分から午後3時00分まで

第2 場所 前橋地方裁判所大会議室

第3 出席者（委員・五十音順、敬称略）

（委員）

小渕紀久男、小磯正康、齊藤啓昭、佐藤裕子、杉山順一、田口智彦、田尻洋子、樋口努、水上周、山口英幸

（庶務等）

前橋地裁民事首席書記官、同次席書記官、同刑事首席書記官、同事務局長、同総務課長、同総務課庶務係長、前橋簡裁庶務課長

第4 議題

「民事調停制度及び手続の運用状況について」

第5 議事等

1 開会

2 新任委員の紹介（齊藤委員、杉山委員、山口委員）

3 委員長の指名

出席委員の互選により、齊藤委員を委員長に指名した。

4 民事調停制度及び手続の運用状況について

（1）原田伸一前橋簡裁判事から議題について説明した。

（2）意見交換

委員長

家事調停委員の御経験がある方もいらっしゃいますが、調停事件を担当していて何か感じていることなどありますか。

委員

民事調停の利用者数が少ないということに加え、家事調停と比較して言われるのは不成立率が上がってきてているということです。どこかに解決の糸口が転がっているけれども、それを見逃したり、早めに当事者への働きかけを諦めて見切りをつてしまっていることもあると思います。せっかく裁判所に解決を望んで調停が始まった以上、当事者は解決を望んでいないわけじゃないという思いで、非常に丁寧に解決に向けて調停委員の情熱を注

ぐ必要があると思います。これは家事調停でも感じているところです。

委員長

不成立率が上がっているという御指摘ですが、その点について説明者はどのように感じていますか。

説明者

非常にシビアな事件が最近多くて、当事者の権利意識が衝突する等してなかなか先に進まないということがあります。不成立ということになると、それまでの期日で積み上げてきたものが全部ゼロになってしまい、何も残りません。成立すれば調停調書が、調停に代わる決定をすれば決定書が残るけれども、不成立になると、何も残りません。せっかく当事者に利用してもらったのに何も残らないということで、そうしたうわさが社会に広まると、調停を使っててもしようがないという話になってくるので、調停委員の方と評議の場で、これは本当にどうしようもないのかという話をすることはあります。さらに、最終的に当事者の意向を確認している中で、実は不成立はあまり希望していないという場合もあり、よくよく手繕つていくと、成立する可能性がある場合もあって、それで不成立の方向だったものを成立にしたというケースも何件か経験したこともあります。ただ、簡単に不成立にされてしまうという声もあるという話は耳にしておりますので、今後、さらに粘り強くやっていきたいと思います。

委員長

権利意識の高い方が増えているというのは、いろいろな場面で指摘されます。その反面、紛争解決手段としての調停が利用されていないということに裁判所としては問題意識を持っているところですが、いかがでしょうか。

委員

行政、特に市町村などは、様々な紛争を目の当たりにすると思いますので、そういう職員に対して、何かの機会に、民事調停制度があるということをPRするといいのではないかと思いました。

委員

アンケートではおおむね民事調停の評価が高いということですが、一方で、不満点についての指摘もありますか。

説明者

調停は裁判所の紛争解決手続の中では結論が出るまでの時間は早いですが、時間がかかる

という指摘は比較的多いです。

委員長

時間がかかるというのは、1回あたりの時間が長いということと、複数回来ていただくことが多いという2つの意味があると思います。

委員

そういうところはきちんと広報されていないと思います。紛争の内容によっては調停手続に乗せるほうがいいというものもあると思いますので、そういう事例を具体的にイメージしやすいようにしてアピールしたらいいのではないかと思いました。

委員

他の委員の方からも指摘があるとおり、国民にアピールするためには、うまく解決した事例だけではなくて、うまくいかなかつた事例も紹介することも必要だと思います。ところで、民事紛争が全体としてどういう状況なのか、また、その中で調停がどのような役割を果たすべきなのかということについては裁判所としてはどのように感じているのでしょうか。

委員長

民事紛争を扱っている裁判所の委員はいかがですか。

委員（裁判所）

対象となる事件が減っているから事件が減っているというよりは、そうではない理由で民事調停が明らかに右肩下がりで件数が減ってきていると思っています。取り扱うべきものはあるのに利用していただいているのはなぜなのかなということを、裁判所としても内部的に検討して、様々な工夫をしてきたつもりですけれども、なかなか変わらないので、外部から何か我々が見えないところについて指摘していただけたら、それについて反映させてていきたいと思っているのが現状だと思います。

委員長

調停とは少し違いますけれども、労働審判といって、比較的少ない期日の回数で、雇用の問題、残業代や賃金の問題等を解決できるという制度もあって、これもかなり利用されています。

委員

調停を申し立てても、相手方が何度呼ばれても出頭しないので、結局、不成立になって、調停というのは相手も出頭しなければ意味がないから無駄だ、という話を聞いたことがあります。

ます。

委員

学校関係は、生徒同士、また親が巻き込まれたトラブルなどいろいろ起きているので、学校関係でも有効なものが考えられるといいと思いました。

委員長

調停なので、相手が特定されてないと難しいですけれども、具体的に生徒に被害が及んだりとか、学校に何か攻撃が来たりとか、そういう形であれば、何か考えられる場面はあるのかなと思いました。

委員

調停の申立て数が減っているということについて、何か分析はされているのですか。

委員長

調停に限った分析としては利用者に対するアンケートがあります。民事訴訟全体ということでは、民事紛争の当事者アンケートというものを定期的に行ってます。それは、どのようにトラブルを解決しているのかということについてのアンケートで、必ずしも調停と結び付けた形では聞いていないと思います。

委員

申立て数が10年間で全国的には5割以上減っているということなので、もう少し分析して対策を講じないと、せっかくの制度がもったいないと思います。いろいろと解決するため裁判所も努力しているようなので、非常に有効な制度なのではないかと思いましたので、まずはしっかりと分析することから始める必要があると思います。取材をする立場から考えた場合、訴訟は公開で行われるので、取材をして記事にすることは多いですけれども、調停というのは、非公開で、事案を取り上げるということは難しいと思います。しかし、制度として、調停というものがあるということをうまく伝えられていないのではないかと思いました。例えば裁判所でも模擬裁判などをして、裁判の制度や仕組みを皆さんに実際に体験してもらうということもあると思いますので、模擬調停を行うなどの工夫をしながら制度自体を広めていくという必要もあるのではないかと思いました。

説明者

全国的には、裁判所によって、法の日週間のときなどに模擬調停をやって、実際に来院者に当事者役や調停委員役をやってもらい、進めているところもあると聞いています。

5 次回の開催期日について

令和4年2月10日(木)午後1時30分(予定)

※テーマは未定